

公共図書館の資料保存に関する方針の公開状況

都道府県立図書館および政令指定都市、東京都の市区町村の 図書館のウェブサイト調査より

安形 麻理

1. 図書館における資料保存

図書館の重要な使命の一つに、資料の保存があることに異論をはさむ人はいないだろう。「図書館法」第二条でも、図書館とは“図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設”であると定義されている。

紙魚などの虫害やカビの発生、あるいは酸性紙による紙そのものの劣化、マイクロフィルムのビネガーシンドロームなどはよく知られている。また、2016年は、フィレンツェのアルノ川の氾濫により国立中央図書館の150万点以上の資料が被害を受けてから50年目の年であった。その際、世界中から修復、保護、保存の専門家が協力したことから、修復技術と国際協力が進展し、図書館における資料保存の転機となったといわれている。日本でも東日本大震災により多くの資料が水濡れや汚損にさらされ、その修復作業は現在も続いている。

このように、環境要因によるカビなどの被害や、酸性紙といった資料そのものに内在する要因による被害、災害などによる被害など、さまざまな問題が起こりうることは意識され、また実際に問題が発生し、各図書館で対処がなされてきた。また、1998版の『IFLA 図書館資料の予防的保存対策の原則』¹⁾では、劣化した資料を「治す」ことから劣化を「防ぐ」ことに焦点が当てられるようになった。温湿度を管理する

などの環境を整えることの重要性は広く認知されている。

また、保存にかかわる研修や支援なども行われるようになった。国立国会図書館では、資料保存の基礎的な考え方の講義と補修の実習を組み合わせた資料保存研修を毎年行っているほか、図書館関係団体等へ講師を派遣する派遣研修や、資料保存の基本的な考え方のインターネットによる遠隔研修も実施している。また、毎年、資料保存をテーマとする保存フォーラムを開催しており、2016年度までに27回を数える。

東京都立中央図書館は、前身となる東京市立日比谷図書館の1908年の開館以来、資料の修理専門の部署を置いている。その資料保全室では、資料の保存対策全般の企画・調査・研究から、脆弱な新刊書への事前の手当て、劣化した資料や和装本の修理などを行っている。また、職員向けの研修のほか、平成15年からは都内の区市町村立図書館を中心とする東京都の自治体・機関の職員を対象とする製本研修を行っている²⁾。

日本図書館協会資料保存委員会でも、資料保存についての展示パネルの貸出や情報提供を行うなど、図書館向けの支援を行っている。

いずれの研修会やフォーラムにも多くの参加があることから、資料保存について学びたいという高いニーズがあることを伺うことができる。

2. ウェブサイト調査の概要

図書館の資料保存に関する方針、ポリシー、

ガイドライン等の作成と公開状況の概況を明らかにするために、ウェブサイト調査を行った。調査期間は2017年3月4日から3月22日である。ウェブサイトの調査のみであるため、紙媒体のみで出されている情報を知ることはできないが、ウェブサイトから公開するということで、その図書館の資料保存に対する意識の高さを知る手掛かりとなる。

調査の対象としたのは、規模が大きく、資料保存を明確に意識していると予想される、都道府県立図書館の全館（自動車図書館を除く）、および、政令指定都市、東京都の市区町村の中央図書館である。都道府県立図書館の状況については先行調査もある³⁾。中央館かどうかは、『日本の図書館』⁴⁾の名簿に基づいて判断した。ただし、このうち栃木県立足利図書館は2016年4月1日から足利市立図書館に変わったため、名簿にはあったが、調査対象からは除いた。なお、「足利市立図書館業務要項」の中の「雑誌・新聞保存要項」では保存年数（1年、3年、永年）を資料の性格に応じて定めているが、書庫環境などの具体的な詳細には触れていない。また、埼玉県立浦和図書館は埼玉県立熊谷図書館浦和分室となり、図書や新聞雑誌などの資料は保存していないため、調査対象から除いた。さらに、清瀬市立中央図書館は、調査期間中に当たる3月16日から30日まではシステム入れ替えに伴いホームページが停止となっており、調査ができなかった。京都府立総合資料館は新館への資料移転のため閉館中であるが、方針の調査には影響がないと考え、調査対象に含めている。この結果、第1表に示したように、調査対象は合計で135館となった。

調査の手順は、以下の通りである。筆者が調査票と判断基準などのマニュアルを作成し、別の調査者が調査したものを、最後に筆者が確認した。まず、各館の公式ウェブサイトアクセス

し、メニューやサイトマップ、あるいはサイト内検索を用いて、「資料保存」あるいは「資料保存課」のページがあるかどうかを探し、あれば該当ページのURLを記録した。

第1表 調査対象の種類別の館数

図書館の種類	調査対象館数
都道府県立図書館	58
政令指定都市の中央館	20
東京・特別区の中央館	23
東京・市部の中央館	34
合計	135

次に、資料保存に関する方針等が公開されているかどうかを確認し、ある場合には名称と発行年度を記録したうえで、文書の性格を、①明文化された独立した方針、②計画、③ガイドライン、④その他の4種類に分類した。ここでいう資料保存に関する方針等とは、保存する資料の種別の指定にとどまるものではなく、環境整備などにも踏み込み、具体的な方策まで記述しているものとした。資料保存に関する独立した文書ではなく、資料収集方針や運営方針の中に「資料の保存」の項目がある場合には、別途記録した。また、資料の劣化調査や状態調査の結果が公開されていた場合には、それも記録した。

3. ウェブサイトの調査結果

(1) 資料保存についてのウェブページの公開

資料保存についての情報を提供するウェブページは、埼玉県立図書館と東京都立中央図書館の2館で確認することができた。

東京都立中央図書館は、資料の保存・修理について“日本の公立図書館では唯一ともいえる技術やノウハウを”持っているという自覚の下に、都立図書館の資料保存に関する報告書や指針、資料保存室の仕事内容や道具類の紹介、地震や風水害等によって資料が被害を受けた時の対処方針を定めた災害対策（資料防災マニュアル）、さまざまな保存対策、各種の資料別のマニ

ュアルやテキスト類、資料保存・補修についての Q&A など、特にある程度の基礎知識がある図書館員に向けた充実した情報を提供している。

埼玉県立図書館の「資料保存～未来へつながる保存の技術～」のページは、“資料保存の基本的な知識と埼玉県立図書館において実施している補修技術を”詳しく紹介している⁵⁾。劣化の原因（日常的な取扱い、セロハンテープをはるといった間違った修理、環境や酸性紙など）、日頃のケア（書架からの取り出し方、ドライクリーニングやページの折れの手当て、水濡れの手当て）、資料保存の基礎（基本的な考え方、収集・保存方針や保存計画の意義、劣化の原因と予防対策）、修理の技術（原則、材料や道具、実際の手順）、参考文献の紹介、埼玉県が主催する県政出前講座の一環としての本の修理方法をテーマとする出前講座の案内など、充実した内容となっている。資料補修技術研修（初級研修は年1回、中級研修は年2回）、資料保存研修会（年1回）と2種類が定期的に開催され、館内研修にも力を入れていることがわかる。一般向けに平易な言葉を用いていると同時に、折丁のかがり方を解説するパンフレットなどもあり、図書館員の実務の役にも立つことを目的としていることがうかがえる。

同図書館は、平成19年3月に「図書資料保存整備計画」を策定し、資料の運用管理の取り組み、資料の原形保存及び代替保存、資料保存に係る研修を三つの柱とする取り組みを行ってきた。2015年の図書館の再編を機に、この資料保存のページを新設し、資料保存についての情報をまとめて提供するようになったことにより、県立図書館の資料保存活動を内外に積極的に表明し、PRできるようになったようである⁶⁾。ただし、「図書資料保存整備計画」は、ウェブページからは公開されていない。

(2) 資料保存に関する独立した方針の公開

明文化され、独立した文書として、資料保存に関する方針をもち、ウェブサイトで公開している図書館は非常に少ないことが明らかになった。都道府県立図書館では、東京都立中央図書館の1館のみであった。同館は、「東京都立図書館 資料保存ガイドライン」(2010年7月29日)に加え、「資料保存執行体制検討部会報告書(抜粋)」(1998年3月25日)、「都立図書館所蔵資料の劣化調査について(概要)」(酸性紙の調査)を公開している。具体的かつ詳細な情報が公開されていることから、他の図書館が参考にすることが可能となっている。

政令指定都市および東京都内の市区町村の中央図書館では、資料保存についての独立した方針の公開はなかった。なお、堺市立中央図書館は「資料保存管理基準」(2016年10月1日制定)を制定し、適切な保存管理について定めているが、分担保存の担当館や、雑誌の保存年限(1年、3年、5年、永年)の判断基準、“貴重資料並びに、劣化・破れ等が原因で直接閲覧する事が難しい資料については、著作権に留意しつつ、マイクロフィルム化・デジタル化等の複製を積極的に行い、原資料の保存に努める”⁷⁾という全体的な方針を定めているものであって、資料保存のための適切な環境整備や具体的な対策などについての情報を提供するものではない。この基準は、「堺市立図書館資料保存基準」(1999年9月1日制定)⁸⁾の後継に当たるようである。

(3) 資料保存についての言及

独立した形ではないが、図書館の運営方針や資料収集方針などの中に、資料保存についての項目がある図書館は多かった。都道府県立図書館では22館、政令指定都市では3館(前述の堺市立中央図書館を含めれば4館)、東京都では5館(うち特別区は1館、市部は4館)の合計30館(堺市立中央図書館を含めれば31館)であっ

た。

ただし、あくまで保存に関する全体的な方針を簡潔に述べたものであり、資料保存のための環境整備や具体的な対策、補修の詳細にまで触れるものではない。たとえば、愛知県図書館では、『愛知県図書館の基本的な運営方針』の4(1)「拠点図書館としての資料の収集と保存」において、同時代ならびに未来の利用者のために、利用や経年変化によって破損した資料の計画的な補修と保存、地域の拠点図書館として市町村立図書館と協力して希少な図書や雑誌の保存に取り組むべきことを述べている⁹⁾。また、東京都の調布市立図書館の「調布市立図書館 資料の収集・保存・除籍に関する基本的方針」の「4 保存」では、将来にわたる利用のために必要な資料を保存すること、歴史的価値が高い資料、類書が少なく出版頻度が少ない資料、品切れ・絶版で入手が難しい資料については最低1冊を保存することを定めている。このような形での言及は多くの図書館で見られた。複製化やメディア変換としてのマイクロ化やデジタル化についての言及も散見された。

なお、鳥取県立図書館では、資料保存方針として独立して公開されているわけではないが、図書館の要覧の中に資料保存方針の全文が掲載されており、基本方針、具体的手法（環境、施設、取り扱い、保管、保存）、図書館職員・利用者・業者の意識の喚起について詳しく明文化されている¹⁰⁾。

(4) まとめ

第2表に、ウェブページ調査の結果を図書館の種類ごとにまとめた。他の文献により、今回の調査対象となるような方針や計画を持っていることがわかっている図書館もあるが、そうしたものがウェブで公開されている例は少数だということになる。たとえば神奈川県立図書館には修理方針・保存計画をもっているが、わかり

やすくウェブで公開されているわけではない。資料の劣化調査についても同様である。

第2表 ウェブ調査の結果

図書館の種類	調査対象館数	資料保存のページ	独立した方針	他の方針での言及
都道府県立図書館	58	2	1	22
政令指定都市の中央館	20	0	1	3
東京・特別区の中央館	23	0	0	1
東京・市部の中央館	34	0	0	4
合計	135	2	2	30

4. ウェブ調査の結果から

ウェブサイト調査の結果から、規模が大きく、資料保存への関心が比較的高いと考えられる公共図書館においても、資料保存のための環境整備や具体的な対策などの詳細を明文化し、独立した方針としてウェブ上で公開しているところは非常に少ないことが明らかになった。もちろん、今回の結果は、あくまでウェブサイト上で公開しているものに限られている。その他の文献から、資料の劣化調査を行っていることがわかっている図書館でも、ウェブページからその結果が公開されているわけではなかった。しかし、それを考慮にいれたうえでも、具体的かつ詳細な資料保存方針を持っている図書館が多数あるとは考えにくい。

一方、図書館の運営方針等において、保存に関わる項目が定められている図書館は多く、資料保存が図書館の重要な使命の一つであることは明確に意識されていることもわかった。

資料保存についての研修会などの参加者の多さを考え合わせると、資料保存についての関心は高いものと考えられる。しかし、研修会などへの参加には、地域的、人数的な制約があるのも事実である。

それでは、公共図書館では、資料保存についての研修会などに、どのような部署の職員を、どのような目的のもとに派遣しているのだろうか。また、その成果はそれぞれの図書館においてどのように活用され、他の図書館員に継承さ

れているのだろうか。今後は、研修への参加の現状を調べる必要があると考えられる。

【附記】本稿は JSPS 科研費 15H02786 による研究成果の一部である。

(あがた まり：慶應義塾大学文学部准教授)

-
- 1) Adcock, Edward P, ed. IFLA 図書館資料の予防的保存対策の原則. 国立国会図書館訳. 日本図書館協会, 2003, 155p.
 - 2) 東京都立図書館_資料保存_資料保全室の仕事. http://www.library.metro.tokyo.jp/about_us/syusyu_hozon/siryou_hozon/tabid/2133/Default.aspx (入手 2017-03-25).
 - 3) 横山道子. 神奈川県立図書館における「資料保存」の課題--全国都道府県立図書館の状況調査から. 神奈川県立図書館紀要. 2009, vol. 8, pp. 3-26.
 - 4) 日本図書館協会. 日本の図書館 統計と名簿. 名簿編. 日本図書館協会, 2015. CD-ROM, 1 枚.
 - 5) 埼玉県立図書館/資料保存. https://www.lib.pref.saitama.jp/stplib_doc/hozon/index.html (入手 2017-03-25)
 - 6) 神原陽子. 埼玉県立図書館の資料保存: ゼロからの取組. 2016 年度第 102 回全国図書館大会東京大会第 9 分科会 (資料保存). 2016 年 10 月 16 日, 青山大学 (東京). http://www.jla.or.jp/Portals/0/html/hozon/2016 大会記録掲載原稿・第 9 分科会_神原.pdf (入手 2017-03-25).
 - 7) 堺市立図書館資料保存管理基準 堺市. <https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/library/gaiyou/k-hozon.html> (入手 2017-03-25).
 - 8) 堺市立図書館資料保存基準. <https://www.lib-sakai.jp/gaiyou/k-hozon.htm> (入手 2017-03-25).
 - 9) 愛知県図書館の基本的な運営方針: すべての県民に役立つ拠点図書館をめざして. 愛梨芸術文化センター愛知県図書館, 2014, p. 18, <https://websv.aichi-pref-library.jp/uneihoushin/honpen3.pdf> (入手 2017-03-25).
 - 10) 鳥取県立図書館. 平成 28 年度鳥取県立図書館のすがた. 鳥取県立図書館, 2016, p.50-52